

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方々について、

**原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を
自治体から家主さんに支給します。**

(これまで)

- ・対象：離職・廃業から2年以内の方
- ・要件：ハローワークへの求職申込みが必要



更に使いやすい制度へ (4月30日～)

- ・休業等により収入を得る機会が減少し、離職等と同程度の状況にある方も対象
- ・ハローワークへの求職申込みが不要に

主な給付要件

①世帯全員の資産の合計金額が一定額以内、かつ、収入が基準額以下の世帯

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額 (月額)	107,200	152,000	178,300
支給家賃額 (上限額)	37,200	45,000	48,300
資産額	420,000	642,000	780,000

②上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していた方

* その他の要件等について、下記自立相談支援機関まで直接お問い合わせ下さい。

社会福祉法人小山町社会福祉協議会
『生活支援・相談センター』
0550-76-9906



よくあるお問い合わせ

Q.「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」とはどういうことですか？

A.本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

(例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

(例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。

(例4) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は例示ですので、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いしています。



Q「.離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法は
どうすればいいのでしょうか？

A.雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q.フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。
住居確保給付金を受けられますか？

A.可能です。フリーランスや自営業者の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持する形で経済的自立を目指すことは妨げられません。例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応も可能で、現在の就業を断念していただくものではありません。

ご相談は、お住まいの市町村の自立相談支援機関までお気軽に